

平成 26 年度

社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

「きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田」

【事業方針】

本年度は、平成 23 年 3 月に策定した 5 カ年計画「島田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の 4 年目に当たります。

これまでの事業の成果を検証しつつ実績を踏まえて、スクラップアンドビルドに取り組み、一部事業の見直しを図るとともに、静岡県社会福祉協議会の動向を注視し新たな分野にもチャレンジしていきます。また、地域福祉活動計画の終盤を迎え、平成 28 年度からの地域福祉活動計画策定に向けた調査・研究を行います。

介護保険事業においては、安定した事業運営を継続するため、社協らしい、信頼され、効率的な経営に努めます。

本計画に掲げた基本理念「きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田」と 4 つの基本目標を実現するため、会員である市民の皆さんとともに、着実な事業の展開に努めます。

(4 つの基本目標)

- 1 福祉を身近に感じる風土づくり
- 2 住民参加による地域づくり
- 3 福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくり
- 4 地域福祉を推進する仕組みづくり

【重点目標】

- 1 相談体制を充実強化します。(相談業務の専門性に鑑み職員体制の強化)
- 2 小地域福祉活動を推進強化します。(地区社会福祉協議会設立等への助言・支援)
- 3 生活困窮者自立支援事業の調査研究を推進します。(生活困窮者自立支援法への対応)
- 4 成年後見制度の調査研究を推進します。(法人後見の可能性模索)
- 5 障害者福祉サービス事業特定相談支援事業指定の実施(障害者福祉サービス事業の拡大)
- 6 訪問入浴介護事業のサービス提供区域を拡大します。(訪問入浴介護事業の利用拡大)

【実施計画】

1 福祉を身近に感じる風土づくり

(1) 広報啓発活動の推進

広く市民へ「福祉」についての情報を発信し、福祉への関心を高めるための事業展開をするとともに、市民が気軽に参加し、福祉にふれる機会を設けます。

①広報発行事業

- ・社協事業や市内福祉活動の情報発信のため、広報紙「みんなのふくしだより」を発行します。本年度は、全戸配布から組回覧へ変更します。

②社協事業概要版冊子作成事業（新規）

- ・社協事業を紹介する事業概要版冊子を作成（全戸配布）し、社協事業の「見える化」に努めます。

③ホームページ作成事業

- ・市民がアクセスしやすく、見やすい画面に改善するとともに、タイムリーな情報提供につながるホームページにリニューアルします。

④社会福祉大会事業

- ・社会福祉事業に御尽力いただいた個人、団体等の表彰と福祉講演会を行います。

⑤社会福祉功労表彰

- ・社会福祉事業に功労のあった人々や団体を表彰します。

⑥ふれあい広場事業

- ・障がいのある人、子どもから高齢者まで、多くの人々の交流と福祉関係団体の活動発表の機会としてふれあい広場を開催します。

⑦地区ふれあい広場事業への参加

- ・社協事業のPRや共同募金運動のため、産業まつりなど市内各地区において開催されるイベントへ社協として参加します。

⑧地域福祉サポーター事業

- ・地域福祉サポーターを育成し、地域福祉サポーターから各地区へ情報発信、活動普及できるようにします。

⑨福祉講演会事業

- ・市民の福祉意識向上と地域福祉への理解促進のため、講師を招き講演会を開催します。

（２）福祉にふれる機会の充実

子どもから大人まで、福祉を学び、体験する機会ができ、福祉を身近に感じられるよう各種事業を展開します。

①福祉教育実践校事業

- ・福祉教育に取り組む学校を指定し、福祉教育に取り組むために必要な経費を補助します。

②福祉教育支援事業

- ・学校、地域、企業が福祉教育を計画する際に相談に応じ、プログラムづくりを支援します。また、連絡会の開催や手引書を作成し、学校、地域、企業が福祉教育に取り組むきっかけづくりや情報提供をし、連携強化を図ります。

③夏休みふくし体験学習

- ・小学４年生から高校生までを対象に、学校では体験が難しい内容の体験学習や福祉についての理解を深めたい子どもへの学習の機会とします。

④福祉のつどい

- ・地域福祉向上のため、市内で生活している障がいのある人やその家族の思いなどについて学び、理解と関心を高め、交流する機会とします。

⑤福祉出前講座事業

- ・学校、地域、企業等が福祉について学ぶ際に、社協職員、ボランティア、障がいのある人などを派遣して、講話や疑似体験を行います。

2 住民参加による地域づくり

(1) 防災・防犯活動の促進

災害ボランティアセンターの機能強化、一人でも地域で安心して生活できるための取り組みを推進します。

①災害にも負けない福祉のまちづくり講座

- ・災害時のボランティア活動の必要性や日ごろの地域福祉活動の重要性を伝えます。

②災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

- ・大規模災害時のボランティア活動に備えるために、災害ボランティアセンターの機能・役割について実地訓練を行います。

③災害ボランティアコーディネーター養成講座

- ・災害現場で活動するボランティアを養成するための講座を開催します。

④災害ボランティア連絡会（新規）

- ・災害ボランティア（コーディネーター）の連携強化、研修の機会などのため、連絡会を開催します。

⑤島田市ふれあいコール事業の受託

- ・ひとり暮らし高齢者などへ定期的な電話による声掛けを行い、体調確認や相談対応など見守り活動を行います。（島田市受託事業）

(2) 地域での自立した生活への支援の充実

高齢者や障がいのある人、子ども等、さまざまな人々が地域で生活できるように各種支援や、各種団体が活動できるように支援をします。

①備品貸出事業

- ・通院や一時的に歩行困難の方に車いすの貸し出し等を行います。

②島田市重度障害者移動支援車両貸出事業の受託

- ・公共の交通機関を利用することが困難な人に福祉車両を無料で貸し出します。（島田市受託事業）

③島田市家族介護教室事業の受託

- ・介護の知識を深め、介護技術の向上のため介護教室を開催します。（島田市受託事業）

④島田市家族介護者交流事業「介護者のつどい」の受託

- ・介護について学ぶとともに情報交換のため介護者の集う機会をつくります。（島田市受託事業）

- ⑤島田市家族介護者交流事業「リフレッシュバス旅行」の受託
- ・日ごろ自宅で介護をしている家族のリフレッシュのため、日帰りバス旅行を行います。(島田市受託事業)
- ⑥子どもの遊び場整備事業
- ・市が行う遊具等の安全点検の結果により、希望する自治会などへ遊具の修繕費の一部を助成します。
- ⑦居場所づくり事業(新規)
- ・高齢者、障がいのある人に限らず、誰もが利用できる居場所づくりを広げるため、モデル事業や研修会を行います。
- ⑧福祉団体等補助金
- ・福祉団体などに補助金を交付し、活動を支援します。
- ⑨地域ふれあい活動補助金
- ・「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」に補助金を交付し、活動を支援します。
- ⑩島田市生きがい活動支援通所事業の受託
- 家に閉じこもりがちな高齢者に、通所による日常動作訓練や生きがい活動等のサービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ります。(島田市受託事業)
- ・伊久身デイサービスセンター(伊久身地区)
 - ・金谷生きがい対応型デイサービスセンター(金谷地区)
 - ・生きいきサロン「さくら」(川根地区)
 - ・生きいきサロン「いなり」(第一・北中学校区)
- ⑪島田市通所型介護予防事業の受託
- 地域において自立した日常生活を営むことができるよう利用登録した高齢者を対象にげんき教室を開催します。(島田市受託事業)
- ・げんき教室「茶っきり」(金谷地区)
 - ・げんき教室「さくら」(川根地区)
 - ・げんき教室「いくみ」(伊久身地区)
- ⑫島田市地域包括支援センター事業の受託
- 高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、高齢者の心身の状況変化に応じて生活の質の確保を目指しながら、関係機関と連携し適切なサービスや社会資源を高齢者が活用していけるよう総合相談や虐待防止などの権利擁護事業の実施や介護予防プランの作成を行います。(島田市受託事業)
- ・島田市金谷中学校区地域包括支援センター
 - ・島田市川根中学校区地域包括支援センター

(3) ボランティア活動等市民活動の推進

ボランティア活動者の養成、相談対応や、ボランティア活動団体の支援等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

①福祉レクリエーション講座

- ・各地域で高齢者の気分転換と介護予防のためレクリエーションを行っている地域のボランティアのため、新しい材料、技術を学ぶための講座を開催します。

②傾聴ボランティア養成講座

- ・傾聴ボランティアとして活動できる新たな人材を育成するため養成講座を開催します。

③収集ボランティア活動事業

- ・収集ボランティアが中心となり、収集されたベルマークや使用済み切手の整理を行います。

④シニア世代のボランティア養成講座

- ・退職後、地域で活動するボランティアを養成します。

⑤ボランティア相談事業

- ・ボランティアに関する相談、活動紹介を行います。

⑥ボランティア団体等補助金

- ・ボランティア団体に事業の実施に必要な経費の一部を補助します。

⑦ボランティア活動保険助成事業

- ・ボランティア活動保険の紹介や窓口となって受付を行い、ボランティア活動者には掛金の一部を助成します。

⑧ボランティア活動室貸出事業

- ・市保健福祉センター内のボランティア活動室の貸出しを行います。

⑨ボランティア・地域福祉活動資機材購入費助成事業

- ・ボランティア団体の活動に必要な資機材の購入費の一部を助成します。

⑩マイクロバス貸出事業

- ・社会参加活動のため使用を希望する福祉団体等にマイクロバスを貸し出します。

⑪地域福祉ネットワーク強化事業

- ・福祉団体・ボランティア団体等ネットワーク会議を開催し、情報交換と連携を図ります。

3 福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくり

(1) 相談支援・情報提供の仕組みづくり

生活困窮者や高齢者、障がいのある人等への生活課題への相談に応じるとともに、関係機関との連携強化を図り、課題解決に向けた取り組みを行います。

①福祉総合相談事業

- ・専任相談員による福祉総合相談を常時開設し、市民の相談に応じます。
- ・相談者の課題は、関係機関と連携して解決に向け取り組みます。

②弁護士相談事業

- ・月1回無料の弁護士相談を実施し、法的な相談に応じます。

③歳末たすけあい支援事業の実施

- ・地域の民生委員等の協力を得て、経済的に困窮している人々に「年越し支援金贈呈事業」の支援を実施していきます。

(2) 権利を守るための仕組みづくり

福祉サービスを必要とする人が、自らの意志と判断で適切なサービスが受けられるよう利用者の権利擁護を推進すると共に制度や事業の情報提供に努めます。

①静岡県日常生活自立支援事業の受託

- ・日常生活に不安のある人に対し、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理、見守り等を行います。(県社協受託事業)

②生活支援セミナー

- ・生活支援員等を対象に人に寄り添い支えられる人材を育成するためのセミナーを開催します。

③成年後見制度研究会

- ・県社協からの助言や市と連携して成年後見制度における法人後見について、その必要性和具体的な取組方法を調査・研究し、実施に向けた体制づくりを進めます。

④生活困窮者自立支援事業に向けた研究会

- ・生活困窮者自立支援法の施行に対応するため、市と連携して具体的な事業への取組を推進します。

⑤生活支援の充実

低所得世帯を対象に対し資金貸付を行い、生活の安定を図ると共に自立を支援します。

- ・小口資金貸付事業
- ・高額療養費貸付事業
- ・生活援護費貸付事業
- ・卒業・進級支援金貸付事業
- ・食糧等支援事業
- ・ライフライン復旧支援事業
- ・旅費欠者援護事業

⑥福祉サービスに関する苦情解決

利用者の福祉サービスに関する苦情への適切な対応をすることにより、利用者の満足感を高め、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように努めます。

- ・苦情解決責任者・苦情受付担当者を設置し、苦情内容や利用者の意向を確認します。
- ・福祉サービス苦情処理第三者委員を置き、個々の事案に対して事業者や苦情申立人への助言や苦情に係る事案の改善状況の報告をします。

(3) 福祉サービスの質の向上

在宅福祉サービス部門において多様な生活課題に対応するため、利用者やその世帯の生活課題を十分に把握し、ニーズに即したサービス提供を適切かつ柔軟に提供します。また、困難ケースについては、事業部門を問わず協働し、社協全体での更なる連携や情報共有に努めることで、生活課題の解決に努めます。

①高齢者へのサービス提供【介護保険事業など】

- ・指定居宅介護支援事業（しまだ・かわね）
介護支援専門員（ケアマネジャー）による相談やケアプラン作成を行います。
- ・指定（介護予防）訪問介護事業（しまだ・かわね）
高齢者家庭等へホームヘルパーが訪問し、サービスの提供をします。
- ・指定（介護予防）訪問入浴介護事業（しまだ・かわね）
寝たきりの高齢者が安心して入浴できるよう、入浴車で訪問入浴サービスの提供をします。
- ・指定（介護予防）訪問看護ステーション事業（しまだ）
病気やケガにより、在宅での療養が必要な人に、家庭で主治医の指示に従い、医療処置及び医療機器の管理など介護サービスを提供します。
- ・指定（介護予防）通所介護事業（北部デイサービスセンター、川根デイサービスセンター）
介護保険の要介護者等に対して、通所介護によるサービスを提供します。
- ・生活管理指導員派遣事業（しまだ・かわね）の受託
介護保険の対象とならない支援の必要な人へ、ホームヘルパーが訪問します。（市受託事業）
- ・介護保険対象外生活支援サービス事業（しまだ・かわね）
介護保険の対象とならない通院時などに、ホームヘルパーが付き添いをします。（島田市社協独自事業）

②障がい者へのサービス提供【障害福祉サービス事業など】

- ・居宅介護事業（しまだ・かわね）
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者宅へホームヘルパーが訪問します。
- ・重度訪問介護事業（しまだ・かわね）
重度障がい者宅へホームヘルパーが訪問します。
- ・同行援護事業（しまだ）
視覚障がい者の外出支援をします。
- ・移動支援事業（しまだ・かわね）の受託
障がい者の社会生活上必要となる外出の支援をします。（市受託事業）
- ・身体障害者訪問入浴サービス事業（しまだ・かわね）の受託
障がい者へ入浴サービスを提供します。（市受託事業）
- ・指定特定相談支援事業（新規）
障害福祉サービス等の利用者のサービス等利用計画を作成します。

4 地域福祉を推進する仕組みづくり

(1) 小地域福祉活動を推進する体制の構築

小地域福祉活動が市内各地で推進されるために、各種取り組みをします。

①地域福祉活動推進委員会

- ・市と連携し、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進について協議します。

②地区福祉懇談会

- ・市と連携して地域福祉の必要性和、各地区にあった小地域福祉活動の進め方を話し合うため、地区を指定し懇談会を開催し、地区社協の設立を目指します。

(2) 小地域福祉活動の充実

地区社協の活動支援、人材育成のための事業を展開します。

①地区社協補助金

- ・地区社協の育成及び事業を支援するため補助金を交付します。

②小地域福祉活動リーダー養成講座

- ・地域住民が小地域で中心となって地域福祉活動を進めていくため、リーダーを養成する講座を開催します。

5 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 組織の充実

①理事会、評議員会の開催

- ・定款の定めにより、必要に応じて理事会、評議員会それぞれ3回程度開催します。

②会議の開催

- ・運営会議の開催（正副会長、事務局長及び課長が毎月1回、主要業務について協議）
- ・管理者会議の開催（事務局長及び課長が毎月1回、職員への指示事項や課題について協議）

③島田市地域福祉活動計画の見直し

- ・第三次（平成28年4月～平成33年3月）計画策定に向けた策定委員会、ニーズ調査を行います。

④事務局体制の強化

- ・職員の資質向上を図り、適材適所の職員配置を行い組織体制の強化に努めます。
- ・全社協で策定された「社協職員行動原則－私たちがめざす職員像－」を実践します。

(2) 財政基盤の強化

①会員募集による自主財源の確保

一般会費 1世帯当たり 300円

- ・多くの世帯の方に会員になってもらうよう自治会を通じて依頼していきます。

賛助会費（1口1,000円）、特別会費（1口3,000円）、施設会費（1口5,000円）、

団体会費（1口2,000円）

- ・社協の運営及び事業に賛同する個人、企業、社会福祉施設、社会福祉団体へ依頼します。

②駐車場貸出事業

- ・市道高架下を市から占有許可を受け有料駐車場として活用し、使用料を財源として活用します。

③新会計基準への移行準備

- ・平成27年度からの新会計基準に向けた移行準備を行います。

(3) 職員体制の整備と資質向上

①人事労務管理の資質向上

- ・職員の士気高揚と効率的で質の高い組織運営を図るため人事評価を実施します。
- ・人材育成の一環として職場目標を設定し業務遂行に努めます。

②職員の資質向上を目的とした計画的な研修の実施

- ・県社協主催の研修会へ積極的に参加します。
- ・職員全体研修会を開催します。
- ・職員内部研修を随時行います。

③職員の資格取得の促進

- ・介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員などの資格取得を支援します。

④ヒヤリ・ハット報告、事故報告に基づく検証と業務改善

- ・各部署において「ヒヤリ・ハット」した事例や事故が発生した場合は、書面により報告し再発防止に努めます。

6 その他団体事務

(1) 島田市共同募金委員会

①共同募金運動の実施

- ・赤い羽根募金、歳末たすけあい募金を実施します。

②共同募金運営委員会の開催

- ・前年度の事業・決算報告と当年度の共同募金運動の計画を審議します。

③助成申請調整機能の充実

- ・助成申請に際して、募金の趣旨に照らして適切となるよう調整を充実させます。

(2) 島田市静霊奉賛会

①理事会の開催

- ・静霊奉賛会の事業や予算・決算を審議するため理事会を開催します。

②慰霊行事の実施及び協力

- ・静霊神社において慰霊祭を執り行うとともに各地区戦没者慰霊祭に参加します。